

令和6年9月20日（金曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

白井義一、塚本進介、前川藤枝、常盤真功、
駒田かすみ、高見千咲、竹中隆一、東影 昭、
大西陽介

請願人の趣旨説明について

9時55分

（委員長）

請願第8号について、請願人から趣旨説明をしたいとの申出を受けているが、許可してよいか。

（全委員）

異議なし。

請願人入場

請願第8号について趣旨説明。

請願人退場

開会

10時03分

市民局

10時03分

前回の委員長報告に対する回答

・利用料金制は、指定管理者が持つ能力やノウハウを最大限に発揮しようとするインセンティブとなり、結果として市民サービスや施設利用率の向上が期待できることから、施設の特性等を踏まえた上で積極的な導入を図られたいことについて

利用料金制を導入することで、指定管理者の自主的な経営努力による利用者増によって施設の活性化や公共サービスの価値向上が図られるほか、会計事務の簡素化が期待できることから、他の指定管理施設についても、更新時期を捉え、積極的な導入を図る。

・旧姫路市でも歴史、文化や自然等の資源を共有している地域ブロック単位で地域の魅力を高める事業を実施できるよう、支援体制を検討されたいことについて

旧4町の地域特有の事業については、事業の適正な実施を図るため、地元への説明を行った上で、本年度より補助率を段階的に引き下げる形で事業を実施しているところである。

歴史、文化、自然等の地域資源を活用し、当該地域の魅力を高める事業に対する支援としては、各地区連合自治会の活動を対象としたコミュニティ活動助成事業補助金があり、この補助金については、2つ以上

の地区が合同で利用してもらうことも可能である。

現在、助成事業の財源である地域社会活性化基金の残高が年々減少しており、新たな助成事業の実施は難しい状況ではあるが、今後ともこれら補助事業について、各地域に活用してもらえるようしっかりと周知に取り組みしていくとともに、より効果的な事業となるような検討を進める。

・市立公民館全68館にWi-Fi環境を整備したところであるが、ロビーや会議室など、限られた場所でのみしか利用できないところがあることから、館内の様々な場所で利用できるように、さらなる利便性の向上を図られたいことについて

市立公民館のWi-Fi環境については、全68館で整備し、令和6年3月から供用開始しており、各公民館においてスマホ教室やパソコン教室などのデジタル・ディバイド対策講座等で利用してもらっているところである。

今後、公民館事業に活用していくとともに、利用者の意見を踏まえ、Wi-Fi環境の拡充等について検討したいと考えている。

付託議案説明

・議案第126号 姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

報告事項説明

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

・駅前市役所及び飾磨支所の営業時間等の変更について

質疑・質問

10時16分

（質問）

姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、令和6年11月22日から姫路郵便局においてマイナンバーカードの交付申請等の受付ができるようになるとのことだが、指定郵便局として姫路郵便局を選定したのはどのような理由によるものなのか。

（答弁）

日本郵便との調整の結果、窓口の状況を考慮し、まずは市内で最も規模の大きい姫路郵便局を選定するのが適当と判断した。

（質問）

今後、指定郵便局を拡大する予定はあるのか。

(答弁)

令和7年度以降にマイナンバーカード及び電子証明書の更新申請の増加が見込まれることから、姫路郵便局や他の出先機関の状況を確認しながら、指定郵便局の拡大を検討していきたいと思っている。

(質問)

指定郵便局を拡大する場合、どのような郵便局を選定しようと考えているのか。

(答弁)

日本郵便を交えて検討する必要があるものの、当該事務を行う窓口には専用の事務機器を設置する必要があることから、空間的余裕がある郵便局を選定することになると考えている。

(要望)

市の出先機関がない地域の郵便局から選定するなど、市民の利便性も踏まえた上で検討されたい。

(質問)

姫路郵便局に事務を委託することで、駐車場が混雑するのではないのか。

(答弁)

日本郵便との事前協議の結果、姫路郵便局の駐車場は手狭ではあるものの、当該事務には対応可能であるとの結論を得ている。

しかしながら、マイナンバーカードの交付申請手続は郵便物の受け取り等の郵便に関する手続よりも時間を要すると思われることから、窓口の利用状況を注視しつつ、駐車場が混雑した際の対策について検討していきたい。

(要望)

姫路郵便局において当該事務を開始する際は、駐車場の状況をしっかりと確認し、万が一、駐車場が混雑し、路上駐車が発生した場合は早急に対応されたい。

(質問)

今後、指定郵便局に委託する事務の内容を拡大していく構想はあるのか。

(答弁)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律では、各種行政証明書の発行なども郵便局に委託できるとされている。

郵便局には様々な活用方法が考えられるため、市の出先機関の状況を踏まえつつ、委託する事務の拡大を

考えていく必要があると思われるが、まだ詳細な検討には至っていない。

(質問)

郵便局への事務委託料をどのように算出したのか。

(答弁)

マイナンバーカードの交付申請は1月当たり約20件、電子証明書発行等の申請は1月当たり約120件を見込んでいる。

また、国が手数料を1件当たり1,500～2,000円程度と定めていることから、今年度については約4か月で120万円と算出している。

(質問)

駅前市役所及び飾磨支所の最終受付時間を19時までにするということだが、19時以降でも市民が窓口に来ると受け付けざるを得ず、結果として最終受付時間が守られなくなると思われるが、どのような対策を考えているのか。

(答弁)

19時で受付を終了した旨を記載した看板を掲示しようと考えている。

また、山陽百貨店内にある駅前市役所は、シャッターを下ろすことで中で閉所後の作業ができる環境を整えることができるが、店の景観を損なうおそれがあることから、シャッターの使用については山陽百貨店側と調整したいと考えている。

(質問)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に関して、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑に一本化されることについて説明してもらいたい。

(答弁)

懲役刑では刑務作業が義務づけられていたが、拘禁刑では義務化されていないことから、若年の受刑者であれば矯正指導を重視し、身体の不自由な受刑者であればリハビリをして社会復帰につなげるといった受刑者に合わせた処遇をしやすくなる。

法務省からは、そのような取組を行うために拘禁刑に一本化したとの説明を受けている。

(質問)

拘禁刑に一本化されたことで、刑務所側の裁量権が大きくなってしまい、受刑者にとって苦痛となること

はないのかと思うが、国からは何か指針のようなものが示されているのか。

(答弁)

犯罪白書によると、令和2年に懲役刑で収容された受刑者数は約1万6,000人であるのに対し、禁錮刑の受刑者数は53人となっている。

また、国は禁錮刑の受刑者も希望すれば刑務作業に従事できるという運用をしており、懲役刑と禁錮刑を区別する意義が薄れていることも改正の理由の1つであると聞いている。

(質問)

マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスにより、各種証明書の交付件数が約3割増加しているが、今後、支所や出張所、サービスセンター等の出先機関を縮小していくのか。

(答弁)

出先機関の在り方については、市民の利便性を第一に考えつつ慎重に考えていくべきであるが、今後、少子化の影響による職員数の減少が見込まれるため、将来的には再配置や統廃合を見込む必要があると思われる。

(要望)

コンビニ交付サービスの開始により、かなり利便性が高まっていると思われるため、行財政改革の観点から、出先機関を縮小されたい。

(質問)

陶芸教室が開催されている公民館では、1月当たり1～3回程度陶芸窯を使用しているが、香寺公民館では1月当たり9回使用している。

そのような中、香寺公民館の陶芸窯のうち電気窯が故障したため市に相談したところ、「香寺公民館には電気窯のほかに灯油窯が設置されているので、そちらを使用してほしい。」とのことであった。

しかしながら、灯油窯は何時間もの見守りが必要となるため、同公民館では何とか故障中の電気窯を使用しながら陶芸教室を続けている状況にある。

そこで、同公民館における陶芸教室の受講者を分散させるため、今後、香寺いきがいセンターを香寺南公民館に転用する際に電気窯を設置することはできないのか。

(答弁)

陶芸窯が設置されている公民館は68館中5館しかなく、そのうち電気窯と灯油窯が設置されている公民館は香寺公民館のみである。他の多くの公民館に陶芸窯が設置されていないことから、香寺南公民館にだけ新たに設置することは難しい。

また、地元からは、転用に当たっては敷地内に十分な広さの駐車場を確保してほしいとの要望があり、陶芸窯を設置するスペースを確保することは難しい。

(質問)

灘市民センターにある電気窯は未使用であると仄聞したが、貸し出してもらうことはできないのか。

(答弁)

同センターでの今後の使用予定を踏まえて検討する。

(要望)

あるもの活用の観点から、ぜひ貸し出してもらいたい。

市民局終了

10時36分

【予算決算委員会厚生分科会（市民局）の審査】

健康福祉局

11時37分

前回の委員長報告に対する回答

・姫路市人々のつながりに関する市民アンケートの分析結果を生かし、ひきこもり支援に当たっては、民間団体等の様々な関係機関と効果的に連携・協働し、個々の当事者の状況に応じて寄り添うことのできる支援体制をしっかりと構築されたいことについて

現在、支援関係者によるネットワーク会議やひきこもり状態にある人を円滑に相談支援から社会参加につなげる取組を進めているが、より効果的な連携・協働の支援体制が取れるよう、引き続き研究を進め、しっかりと構築する。

・高齢者福祉関連事業において、新規事業の1つとして、フレイル予防アプリを導入するに当たっては、高齢者のスマートフォン及びアプリの活用に関して、きめ細かな支援にしっかりと取り組まれたいことについて

アプリを利用するためには、デジタル・ディバイドの解消が必要となることから、スマホやアプリに関して、高齢者自身が知りたいことを気軽に安心して相談

できる環境整備として、親しい仲間といつでも参加できるスマホサロンや、スタッフが身近な場所へ出向いて行うスマホ教室、個別相談に応じるスマホよろず相談などを9月2日から開始している。

その中で、フレイル予防アプリの導入や、いきいき百歳体操に係るポイント交換に関する事等も含めた、スマートフォンの利用に関する困り事や不安を解消しつつ、便利さや楽しさを知ってもらえ、高齢者が生き生きとなれるようなきめ細かな支援に努める。

付託議案説明

- ・議案第 110 号 姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 111 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について
- ・特定個人情報保護評価書（予防接種事務全項目評価書）（素案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集について
- ・こどもの育み支援センター開設について

質疑・質問

11時48分

（質問）

請願第8号、自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）の接種を延長すること、および健康被害の救済の強化を求める意見書の提出について、この分野の専門家が議会にはいないので、同請願を読み込むのに非常に苦勞している。

同請願には、安全性に対する懸念があるワクチンの接種は避けたほうがよいといったことが記載されているが、国が危険なワクチンの接種を奨励することはないと思う。

しかしながら、請願が提出された以上はしっかりと審議する必要があるので、当該ワクチンに対する当局の考え方を説明してもらいたい。

休憩

11時51分

再開

12時56分

（答弁）

昨日、第58回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会が開催され、令和6年度の新型コロナウイルスワクチン定期接種では、使用するワクチンをファイザー社、モデルナ社、第一三共社、Meiji Seika ファルマ社、武田薬品工業社製のワクチン、対象者を65歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い者、実施時期を令和6年10月1日から令和7年3月31日までを基本とする各自治体が定める期間内とすることが決定された。

また、これまでの65歳以上における初回接種の接種率が約93%であることに加え、令和6年3月時点の抗体保有割合実態調査において、60歳以上の抗S抗体保有者の割合が95%以上であったことから、今後の定期接種の対象者の多くは新型コロナウイルス感染症に対して免疫があると考えられるため、接種回数については、初回、追加の区分をせず1回と決定された。

このたびの定期接種化に際しては、9月24日に国による自治体向けの説明会が予定されており、現時点ではまだ詳細は通知されていないが、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会での審議を基に予防接種法施行規則が改正され、10月1日に施行される予定である。

（委員会中に資料配付）

（質問）

請願では、国が指定しているワクチンに危険性があるようなことが訴えられていたが、市民が不安を感じてはいけなないので、医学的な見地から安全性について説明してもらいたい。

（答弁）

国が指定したワクチンのうち、Meiji Seika ファルマ社製のものがいわゆるレプリコンワクチンで、酵素の働きによりmRNAが一定期間増殖することで、少量の接種で効果があることが分かっているワクチンである。

安全性については、国が同社とファイザー社のワクチンを比較して検討した結果、大きな差異が認められなかった。また、有効性についても見劣りせず、薬事承認前の国会での質問に対しても、国は安全性及び有効性が同等であると答弁している。

また、今後実施される新型コロナウイルスワクチン

定期接種には接種勧奨や努力義務がなく、接種を希望する場合に受けられるもので、どのワクチンを接種するかも選択できるものである。

なお、このたびの国の審議の直前に日本看護倫理学会が、「レプリコンワクチン自体が接種者から非接種者に感染するのではないかという懸念がある。」とする緊急声明を出しているが、医学的な根拠はなく、そのような心配は不要であり、我々としてはより正しい情報を発信していくことが重要であると考えている。

(質問)

姫路獨協大学との協議の結果、こどもの育み支援センターの開設を見送り、みらいえ内にはぐくみ相談室を、同大学内にはぐくみ相談室ひめどくランチを設置するとのことだが、市民にはどのように周知するのか。

(答弁)

順次事業を開始するのでタイミングが難しいが、適切な時期に周知を図りたいと思っている。

周知に際しては、本事業はこども未来局や教育委員会とも連携して実施していることから、広報ひめじやホームページのほか、保育所、幼稚園、小学校等とも協力し、あらゆる広報手段を利用したいと考えている。

(要望)

健診ができる小児科での掲示なども行い、広く周知してもらいたい。

(質問)

特定個人情報保護評価書(予防接種事務全項目評価書)(素案)に関して、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策については、デジタル戦略本部等の専門部局と連携して確認しているのか。

(答弁)

個人情報保護条例関係であるため、所管する市民局と連携している。

(質問)

思春期世代におけるみらいえの認知度を向上させるために、どのような取組を行っているのか。

(答弁)

みらいえでは、思春期から妊娠・出産、子育て期まで幅広く利用してもらえよう、各世代に合わせた様々な取組を行っており、思春期世代に対しては、今年度はプレコンセプションケアに関する講演会等を

実施している。

(要望)

思春期からみらいえの存在を認知することで、自身に関する相談はもとより、将来、我が子の発達に不安を覚えたときにはぐくみ相談室へ行きやすくなると思われることから、思春期世代の若者が足を運びやすい施設となるような環境づくりに取り組まれない。

(質問)

国民健康保険の被保険者のうち、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録している人はどれくらいいるのか。

(答弁)

令和6年7月31日時点で、国民健康保険の被保険者9万3,400人のうち約6割に当たる5万5,114人が登録済みである。

(要望)

いまだ利用登録をしていない被保険者が約4割に上ることから、マイナンバーカードの健康保険証利用に不安を感じる市民も多くいると思われる。

市民の不安解消に向けた取組を推進されたい。

(質問)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、市長が特定個人情報を利用することができる事務として規定されている進学準備給付金の支給を進学・就職準備給付金の支給に改めるとのことだが、同給付金の対象者は何人で、本改正により、対象者にどのようなメリットがあるのか。

(答弁)

令和6年3月に高校を卒業した者のうち、進学準備給付金の対象者は8人、就職準備給付金の対象者は2人である。

このたびの改正は市が行う事務手続に関するものであり、対象者にとっては特にメリットはない。

(質問)

自身や子の予防接種記録の確認方法として、今は母子手帳を参照することが有効だが、今後、予防接種台帳と母子手帳アプリを連携して、アプリで確認できるようになるのか。

(答弁)

デジタル戦略室では、母子手帳アプリにマイナンバーカード認証により予防接種記録が確認できる、パーソナル・ヘルス・レコードの考え方を取り入れることを視野に入れて動いているが、まずは令和7年1月から、医療機関で接種した予防接種の記録を母子手帳アプリに通知する機能を追加する予定である。

(要望)

市民に対してマイナンバーカードの利便性を訴えるためにも、一生保存しておくべき記録である予防接種記録を母子手帳アプリで確認できるようにする取組を推進されたい。

(質問)

こどもの育み支援センターを姫路獨協大学内に開設することが見送られたことで、夢前・香寺・安富町地域の幼児健診の集約についても見送られることになったのか。

(答弁)

安心安全に受診してもらうため、同地域では現在の健診会場を引き続き使用してもらうことになるが、少子化により乳幼児健診を毎月実施することが不可能になってきており、適切な月齢での受診が難しい状況にあるため、みらいえや南保健センター等、希望があれば市内のどの会場でも受診可能である旨をホームページ等で案内している。

(質問)

令和6年度から公衆衛生委員制度が廃止されると仄聞したが、議会への説明はあったのか。

(答弁)

公衆衛生委員協議会の会長や姫路市連合自治会の幹事会に説明したが、議会には説明していない。

(質問)

姫路市連合自治会の幹事会にはどれくらいの人数が参加しているのか。

(答弁)

20数人はいたと思う。

(質問)

なぜ公衆衛生委員制度を廃止するのか。

(答弁)

現状、公衆衛生委員は公衆衛生に関するメッセージ入りのティッシュの配布による啓発活動ぐらいしか行っていない。コロナ禍でも特に大々的な活動をして

いなかったことから、費用対効果も踏まえ、役目を終えていると判断し、公衆衛生委員協議会会長に相談した上で同協議会の役員会に諮ったところ、廃止で構わないという意見であったため、廃止することとした。

(質問)

この制度は何年続いているのか。

(答弁)

75年である。

(質問)

75年も続いた制度を廃止するのであれば、公衆衛生委員協議会や姫路市連合自治会の幹事会で説明するだけでなく、議会にも相談すべきではないのか。

ティッシュ配りしかしていないというような答弁があったが、実際はそのようなことはなく、毎週の生ごみ当番に公衆衛生委員が参加してくれている地域もある。公衆衛生委員はそのような日常的な活動も担っているのではないのか。

また、四郷町や花田町のベトナム人が集中して居住している地域では、公衆衛生に対する考え方が異なる居住者間であつれきが生じる場合があるが、そのような際に公衆衛生委員が中心となって問題解決に取り組んでいる事例もある。

このように、公衆衛生委員は様々な役割を果たしているのにもかかわらず、今までの活動の評価を行わず、また、きっちりとした見直しや別の事業への転換も検討せずに一方的に廃止するというのは常軌を逸していると思う。

このたびの廃止については、市内部できちんと議論したのか。

(答弁)

ティッシュ配りしかしていないといった表現をしたことについてはおわびしたい。

指摘のとおり、地域によっては美化委員と兼務して、生ごみの世話をしている場合もあると思うが、そもそも公衆衛生委員制度が開始されたのは衛生状態が非常に悪い戦後で、その後、衛生状態が改善していく中で、次第に公衆衛生委員の仕事もなくなってきたものと思われる。

近年は主に啓発活動に従事してもらっていたが、一昨年、公衆衛生委員を廃止する自治体が増加し、県内の他都市でも廃止に向けた動きがあったことから、本

市においても検討した結果、市長決裁により廃止を決定したものである。

議会への説明が漏れていたことについては大変申し訳なかったと思っている。

(意見)

公衆衛生に対する社会的な役割がなくなったからと言うのであれば、本市の下水道普及率がほぼ100%になったときに廃止するべきであった。

また、行財政改革の観点からと言うのであれば、行財政改革プランの中に位置づけてから廃止するべきであった。

さらに、公衆衛生委員に対して約350円の割高な送料を負担して3,000円分の図書券を一方的に送付していたが、例えば各連合自治会長に依頼して、公衆衛生委員の意義をしっかりと周知しながら、自治会を通じて配付してもらう等、様々な方法を検討するべきであった。

このたびの公衆衛生委員の廃止については、予算・決算審査の際などに、議会に対してもきちんと説明しないとイケなかったのではないかな。事前説明もなく一方的に廃止を決定し、質問するまで事後報告もなかったというのは議会軽視であり、このようなやり方を続けていたら議会との信頼関係を失うと思う。

高齢者バス等優待乗車助成制度の鉄道助成廃止に当たり、鉄道沿線地域の議員には地域住民から厳しい声が寄せられているが、そのような市民から批判を受ける事業廃止のときには議会に説明し、このたびの公衆衛生委員の廃止は勝手に決定しており、議会に相談するかどうかを恣意的に判断していると言わざるを得ず、このようなやり方は絶対にいけないと思う。

強く抗議する。

健康福祉局終了

1 3 時 2 9 分

【予算決算委員会厚生分科会（健康福祉局）の審査】

意見取りまとめ

1 4 時 1 6 分

(1)付託議案審査について

・議案第110号、議案第111号及び議案第126号、以上3件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

(2)付託請願審査について

・請願第8号については、全会一致で不採択にすべき

ものと決定。

(3)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4)委員長報告について

・委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

1 4 時 2 3 分

【予算決算委員会厚生分科会の意見取りまとめ】

協議事項

1 4 時 2 5 分

・行政視察について

2月11日（火）～13日（木）に2泊3日で実施するよう、受入れ先を調整することに決定。

閉会

1 4 時 3 5 分